

情報提供 1枚

平成29年7月12日  
福島県土木部建設産業室

## 福島県建設業企業合併等支援事業を始めます

福島県では、財務改善や経営基盤の強化を目指す建設企業の自主的な取組みを支援するため、合併等を行った建設企業に対し、合併等に要する経費の一部を補助する福島県建設業企業合併等支援事業を平成29年7月12日から始めます。

補助金の交付要綱は、下記ホームページへ掲載しています。

建設産業室ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025c/>

### 【補助金の交付概要】

項目	内容
補助対象者	補助金の交付の対象者は、合併等当事者の内、存続会社または事業を承継した会社であり申請日現在において、次の各号を満たす者とする。 ①建設業者であること。 ②資本金が2千万円以上であること。 ③合併等を行う法人間に別表3に定める人的関係又は資本的関係がないこと。 ④有効な経営事項審査を有すること。 ⑤本要綱施行日以降に合併等の契約締結を行ったこと。
補助対象経費	・合併等に要する経費で、合併等の契約締結日以降に発生するもののうち次に掲げるものを対象とする。 ① 合併等の会計処理に係る経費（税理士報酬等） ② 商業登記に係る経費（登録免許税、司法書士報酬等） ③ 合併公告及び催告に係る経費（公告掲載経費、催告通知経費等） ④ 経営事項審査受審及び建設業許可申請手続きに係る経費（行政書士報酬等） ⑤ 雇用保険の合併等手続きに係る経費（社会保険労務士報酬等） ・補助対象経費は、上記経費の合計（千円未満で切り捨て）とする。なお、消費税は対象外とする。
補助率	2分の1以内（上限50万円）
その他	建設業許可申請手数料、経営事項審査申請手数料については補助対象外とする。

### 【問い合わせ先】

土木部 建設産業室  
（担当者）建設産業室長 木村善孝  
電話 024-521-7884 内線 3551  
FAX 024-521-7949